

あだち区民まつり「A-Festa2018」リバーサイドバザー 実施要領

- 1 日 時 平成30年10月6日(土)午前11時～午後4時
7日(日)午前10時～午後4時
- 2 会 場 荒川河川敷「虹の広場」 足立区千住五丁目20番先
- 3 主 催 者 一般財団法人足立区観光交流協会・足立区
- 4 申込方法
 - ・提出書類 (1) 出店申込書
(2) 従事者名簿
 - ・提出期限 **平成30年8月3日(金) 必着**
 - ・提出方法 持参、郵送もしくはFAX
 - ・提出先 一般財団法人足立区観光交流協会 観光イベント課
120-8510 足立区中央本町1-17-1
TEL3880-5853 **FAX3880-5769**
- 5 従事者名簿の提出

東京都暴力団排除条例の施行により、「出店責任者とその従事者」が暴力団関係者でないことを警察に照会いたします。なお、「出店者」が暴力団関係者であると判明した場合は、出店を取消といたします。**平成30年8月3日(金)以降の従事者名簿の変更はできません。**また、当日、身分証明書の提示による従事者の確認を当職員が行う場合があります。従事者名簿に記載されている従事者以外の方または、身分証明書をお持ちでない方は従事の取り止めもしくは、出店の取消といたします。また、虚偽の報告を行っている場合と主催者が認めた場合は、当要領16(1)と同様といたしますので、あらかじめご了承ください。
- 6 結果通知 応募者には文書にて当落の結果を通知します。(8月下旬発送予定)
当選した団体は、事前説明会にご出席ください。

7 事前説明会および出店場所の抽選会(当選団体のみ)

出店場所は抽選会により決定します。詳細については以下のとおりです。

- | | |
|-----|---|
| 日 時 | 平成30年8月28日(火) 午後(予定)
※ 詳細については、別途、ご案内いたします。 |
| 会 場 | 足立区梅田地域学習センター(東京都足立区梅田7-33-1) |
| 内 容 | ・臨時出店に伴う食品衛生に関する説明
・車両の搬出入経路および駐車場についての説明、その他注意事項等
・出店場所を決める抽選会 |
| その他 | ・都合により当説明会にご出席いただけない場合、出店場所を主催者にて決定させていただきます。
※ご出席いただけない場合は、必ず事前に担当者までご連絡ください。
ご連絡がない場合、出店キャンセルとなりますので、ご了承ください。
車でご来庁の場合、近隣の有料駐車場をご利用ください。 |

- 8 出店料 (1) 出店料は、1コマにつき35,000円
※ テント1張りの場合=2コマ 70,000円となります。
(2) 荒天等により6日(土)、7日(日)の両日中止となった場合のみ、足立区観光交流協会が決定する額について返還いたします。
6日(土)、7日(日)のどちらか一方が開催された場合には、返還いたしません。あらかじめご了承ください。

9 出店要件

下記の内容に限って出店を認めます。出店者の募集・決定方法については別に定めます。

- (1) 足立区商店街振興組合連合会加入の商店街もしくは商店
(2) 区内の地域活動を目的とする非営利団体

10 出店場所 出店場所は公開抽選により決定します。

11 販売品目 販売することができる物品は、以下のものとします。

- (1) 保健所が販売を認める飲食物
(2) 貴金属等の高価なものを除く物品
(3) 販売許可を要しない物品

※ 東京都青少年健全育成条例に指定された不健全指定がん具類（通称エアガン）刃物は販売不可。（別添資料参照）

12 飲食物の取り扱いについて

管轄保健所の事前審査で認められた品目以外の販売はできません。主催者が一括して「出店申込書」の写しを保健所に送付し、個々の出店者ごとに事前審査が行われます。出店申込書の内容が審査の対象になりますので詳細に記入していただくようお願いします。審査により認められなかった品目があった場合、主催者より連絡いたします。

注意事項

- (1) 食べ物の原材料および管理には十分注意して常に新鮮なものを使用してください。
(2) 食品の事前調理・長期保存は避けること。
(3) 生もの(刺し身、すし等)や生クリームの手扱いは禁止します。
(4) 調理に使用する水と器具洗浄用の水は明確に区別してください。
(5) プロパンガスは必要に応じて各自ご用意ください。火気の管理には十分注意し、必ず消火器具を備え付けてください。当日は、消防署による立ち入り検査が実施されます。
(6) 手・指を消毒するための消毒用薬品を備えてください。
(7) 食材・調理品・調理場付近を無人にすることがないように、常に注意してください。

※ ひとつのテントで取り扱えるのは、原則食品1品目と飲料1品目です。

※ 基本的に加熱処理をしていない飲食物は一切禁止です。

※ 販売可否の飲食の例は別添資料をご参照ください。

※食品の取り扱いに関して、ご不明な点は、足立保健所にお問い合わせください。

【お問合せ】足立保健所生活衛生課 食品保健係 03-3880-5363

食品監視係 03-3880-5364

どちらの係でも、食品取扱についてのご相談を受け付けています。

13 設 備

- (1) テント 間口5.4m×奥行3.6m カラーテント
1コマは1テントの1/2(間口2.7m×奥行3.6m) 仕切幕なし
- (2) 机 1コマにつき 1台(幅180cm×奥行45cm×高さ80cm程度のもの)
- (3) 椅子 1コマにつき パイプ椅子2脚
- (4) 給 水 出店者持参または会場内の水道を利用
- (5) 消火器 主催者が準備します。
※ 火気使用器具等(液体燃料・気体燃料・固体燃料を使用する器具または電気を熱源とする器具)使用者のテントに1個設置(要返却)
- (6) 電 源 主催者が準備します。
※ 主催者が設営するテント以外の使用は認めません。
※ 電源設備は主催者側で用意します。(事前の申込書で使用するとした団体のみ。)ジェネレーター(小型発電機)等の自前持込は禁止です。
※ 所定の数量を超えて、机・椅子等の備品をご用意することはできません。
本部テントにおいても、机・椅子の貸し出しは一切お受けいたしません。足りない場合は各自で、必要な数量をご用意ください

14 搬 出 入

(1) 時 間

- ① 搬入 6日(土) 午前8時から午前10時まで
7日(日) 午前8時から午前9時半まで
 - ② 搬出 6日(土) 午後5時から午後6時まで
7日(日) 午後5時から午後7時まで
- ※ 搬入・搬出時間につきましては、当日の状況により変更する場合があります。
 - ※ 当日、早めに営業を終了した場合でも来場者の安全確保のため搬出時間よりも前に車両を会場内に入れることは出来ません。
 - ※ 車両の搬出入については、資材の積み降ろし等、必要最小限にとどめ、速やかに、会場の敷地外に退去願います。
 - ※ 搬出入の時間・経路を厳守してください。
 - ※ 車両進入禁止区域には絶対に乗り入れないでください。

(2) 車 両

会場内に乗り入れ可能な台数は、**出店1団体につき原則1台です。**

所定の通行証を後日送付します。搬出入口通行の際に警備員に通行証をご提示ください。
通行証のない車両は会場内に入れません。

(3) 駐 車 場

通行証のない車両は駐車場内に入れません。駐車場の場所については、別紙案内図(9月中旬頃配付)をご参照ください。

- ※ 指定の駐車場以外での駐車はできません。
- ※ **通行証は駐車場の確保を保証するものではありません。**駐車場が満車となった時な

ど、駐車できない場合があります。予めご了承ください。

(4) 留意事項

- ① 会場内では人身事故・物損事故のないよう注意願います。タイルブロック・芝生・透水管・光ファイバーケーブル等の会場施設に損害を与えた場合には実費にて原状回復していただきます。
- ② 場内放送用のケーブル線、電源供給のための電線に接触しないよう頭上に十分、注意のうえ通行願います。物損事故発生の場合は実費弁償していただきます。
- ③ 会場周辺への路上駐車は絶対にしないでください。違反車両については直ちにレッカー移動措置を警察に依頼します。

15 物品管理

- (1) 出店の準備と撤収作業は当日にお願いします。
- (2) 物品の管理は各出店者の責任となります。紛失・毀損した場合等の責任は負いません。特に2日間出店する場合、盗難や荷崩れ、侵入者による盗難・悪戯等を防止するために十分配慮願います。貴重品・高級品などはお持ち帰りいただくことをお勧めします。
- (3) 食材関係については、すべてお持ち帰りください。調理器具も、やむを得ない場合を除いて出来る限りお持ち帰りをお願いいたします。会場内に残す場合は、万全の注意をお願いいたします。
- (4) テント内の後片付け・清掃は念入り行い、原状復帰をお願いします。
- (5) 物品撤去、清掃後はテントの幕を全て張り、侵入できないようにしてお帰りください。

16 その他の注意事項

- (1) 円滑なイベント運営のため、主催者からの指示にはただちに従ってください。指示に従わない場合には、その場で出店許可を取り消す場合があります。その際当日までの出店料は一切返還しません。また、次回以降の足立区観光交流協会が主催するイベントへの出店は認めませんので、ご注意ください。
- (2) 原則、出店責任者は出店場所に常駐し、緊急時には主催者と連絡が取れる体制を整えてください。
- (3) 保健所および消防署から不備を指摘された場合にはただちに是正してください。指導に従わない場合は出店許可を取り消します。
- (4) テント前面のみ販売を認めます。(側面、背面での販売は認めません。) テント前面は主催者が用意したテーブル1台分(幅4.5cm)のスペースまで販売を認めます。
- (5) テントの高さをはるかに越える看板やのぼり等、過剰な広告掲示はご遠慮ください。
- (6) 出店者から出たごみは、各開催日ごとに各出店者が責任をもってお持ち帰りください。
- (7) イベントの趣旨から逸脱するような販売行為、販売数量等をご遠慮下さい。
- (8) 売り歩きなど、テントの外での営業行為は禁止です。
- (9) 搬出時間に影響が出ますので、営業時間は厳守してください。
- (10) 出店許可の取り消しが行使された場合、出店者の仕入れやその他経費等の一切につき、主催者では負担しかねます。
- (11) 出店に関する権限について、他の者に転貸または営業委託、若しくは名義貸し等をするこ

とは禁止いたします。

- (12) イベント当日、来場者もしくは出店者同士のトラブル等について、主催者は一切責任を負いません。

17 雨天時の対応

- (1) 出店の判断は各出店団体に決定してください。但し、出店を取りやめた場合でも、各種イベントが行われている場合、出店料は負担していただきます。
- (2) 出店を取りやめる場合は、必ず当日8：30までに指定の携帯電話まで連絡をしてください。連絡先は後日、出店者説明会にてお知らせいたします。
- (3) 天候等に関わりなく出店者の仕入、経費等の一切につき、負担しかねますのでご容赦ください。

18 賠償責任保険加入のお願い

出店を希望する団体・企業で、賠償責任保険未加入の場合は、加入をお薦めします。賠償責任保険未加入で、出店者が原因による事故（食中毒等）が発生した場合は、出店者に責任を負っていただくこととなりますのでご注意ください。

19 問い合わせ先

一般財団法人足立区観光交流協会 観光イベント課

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

電話 03-3880-5853 FAX 03-3880-5769

担当 柳田・菅原